

性的マイノリティに関する学校の対応

① 抱え込まず、組織として対応

当該児童・生徒の支援は、最初に相談（入学時に保護者からあった相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織として取り組む事が重要です。

例えば、学校内外の連携に基づく支援チームをつくり、ケース会議を適時開催しながら対応を進めます。



② 教職員間の情報共有

教職員間の情報共有に当たっては、児童・生徒自身が可能な限り秘匿（ひとく）しておきたい場合があることなどに留意が必要です。一方、効果的な対応を進めるためには、教職員間で情報共有し組織で対応することは欠かせないことから、当事者である児童・生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得る働きかけも欠かせません。

③ 教育相談の環境整備及びいじめや差別を許さない生徒指導・人権教育の推進

当事者の児童・生徒には、自身の状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえ、相談しやすい環境を日頃から整えておく必要があります。

また、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育を推進することが、悩みや不安を抱える児童・生徒に対する支援の土台となります。

本市の全小・中学校で推進中の「言葉を中核とした学校づくり」や、「挨拶プラス一言運動」「いつでも誰にでも相談週間」の取組の更なる充実が望まれます。

④ 医療機関との連携

医療機関による診断や助言は、学校が専門的知見を得る重要な機会となります。また、児童・生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童・生徒が適切な知識をもっているとは限らず、性同一性障害なのか、その他の傾向があるのかも判然としない場合もあることなどから、医療機関との連携は重要です。

医療機関との連携に当たっては、当事者である児童・生徒や保護者の意向を踏まえることが原則です。しかし、当事者や保護者の同意が得られない場合でも、具体的な個人情報に関連しない範囲で助言を受けることは、その後の支援に結び付きます。